

任意評定のためのガイドライン策定要領

一般社団法人住宅性能評価・表示協会

平成 29 年 7 月 25 日

最終改正 平成 29 年 12 月 27 日

本要領は、建築物等のエネルギー消費性能に係る任意評定業務規程（以下「業務規程」という。）第 2 条に規定された任意評定ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）の策定手順及びガイドライン素案の記載項目等を示したものである。

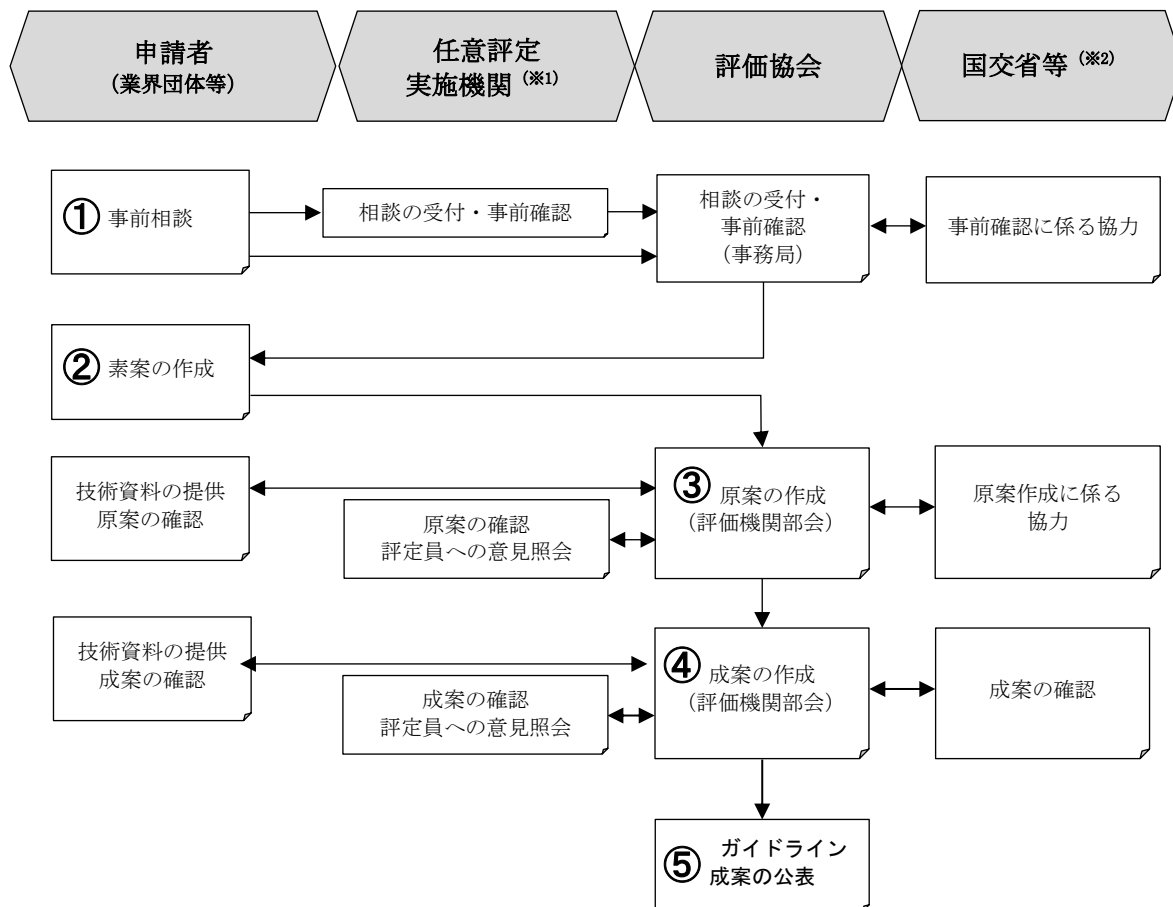
1. 任意評定の考え方

任意評定の対象は、所定の試験方法では測定できない熱損失防止建築材料や空気調和設備等（以下「設備等」という。）の性能について、ガイドラインに基づき性能試験等を実施することで、エネルギー消費性能基準への適用が可能となる設備等とする。

よって任意評定を受けるに際し、業界団体等の申請者は対象となる設備等のガイドラインが存しない場合、当該ガイドライン案を策定し任意評定の申請を行うこととなる。なお、ガイドラインの作成方法は、以下の 2 種類が想定されている。

- ① 個別の建築物に係る条件等を勘案せず、設備等に係る性能を試験あるいは計算等により定量的に求める方法を定めるもの
- ② 個別の建築物に係る条件等を勘案し、設備等に係る性能を試験あるいは計算等により定量的に求める方法を定めるもの。ただし、当面の間、平成 28 年国土交通省告示第 265 号（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令における算出方法等に係る事項）に用いられた条件（室仕様条件）を変更して計算をする必要があるものについては、除くものとする。

2. ガイドラインの策定手順



※1 任意評定実施機関とは、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下「建築物省エネ法」という。）第24条に規定する登録建築物エネルギー消費性能評価機関であり、かつ一般社団法人住宅性能評価・表示協会に登録された機関をいう。（業務規程第1条）

※2 国交省等とは、国土交通省、国土技術政策総合研究所及び国立研究開発法人建築研究所等をいう。

図1 ガイドライン作成に係る基本的な流れ

図1に示す基本的な流れにおいて、①から⑤の各段階で実施する内容は以下のとおりである。

① 事前相談

申請者は、任意評定実施機関あるいは評価協会（以下「任意評定機関等」という。）に事前相談を行う。任意評定機関等は事前相談を受けた場合、1.①～②に記載されたガイドラインの存する設備等に該当するか、あるいは存するガイドラインで当該設備等の性能を求めることが可能であるか等について、事前確認を行う。

上記においてガイドラインの存しない設備等の場合、任意評定機関等は国交省等に素案作成の是非の確認を行うこととする。

なお、事前相談において申請者は、上記の確認が可能となるよう設備等の概要を記載した書類（3.①～③を含むこと）の提出を行う。

② 素案の作成

申請者がガイドライン素案（以下「素案」という。）の作成を行い、当該素案を任意評価機関等に提出する。なお、任意評価機関等は当該素案に関する知的所有権等については関知しないため、申請者において当該事項に関する考慮は行うものとする。

③ 原案の作成

②で提出された素案について、評価協会は国交省等の協力のもと、必要な記載を追加したガイドライン原案（以下「原案」という）へと修正し、評価協会に設置された部会（以下「部会」という。）において、原案の説明と意見交換を行う。

上記部会の参加委員は、各機関の評定員（＝評価員）に対して原案に関する意見照会を行い、その結果をもとに評価協会は申請者と相談、協力の上修正等を行い、原案として取りまとめを行う。

④ 成案の作成

③で取りまとめた原案は、国交省等による確認の後、申請者への照会・必要な修正を行った後、ガイドラインとして決定を行う。

⑤ ガイドラインの公表

④で作成したガイドラインは、一般社団法人住宅性能評価・表示協会内での手続きを経た上、ホームページ上にて公表を行う。この時、当該ガイドラインに係る任意評価を実施する任意評価実施機関についても併せて掲載を行う。

3. 素案の作成について

2.②に記載した素案の作成に際しては、以下の事項について記載すること。なお作成に際しては、極力定性的な表現は避けることとし、定量的な判断が行える内容とすること。

① 任意評価の対象となる設備等の考え方について

任意評価の対象となる設備等について、1. ①もしくは1. ②のいずれに該当するものかを明示すること。ただし、使用者の管理等に委ねる設備機器や、建築物省エネ法に基づく適合性判定あるいは建築基準法に基づく完了検査時に確認が行えないものなどは、任意評価の対象とできない。

② 適用範囲

ガイドラインが対象とする設備等において、その性能を継続的に発現するために必要となる条件や仕様などの、適用範囲に関する情報を明示すること。

③ 引用規格等

ガイドラインにおいて、別に定められている公の試験方法あるいは規格等を引用（以下「引用規格等」という。）する場合、当該引用規格等を明示すること。

ここで引用規格等とは、日本工業規格（JIS規格）や業界団体等の定め公表する業界規格等を想定している。

④ 用語の定義

ガイドラインで用いる用語において、一般的に用いられていない用語あるいは当概用語の意味を一に特定することが困難であると想定されるものについては、当該用語の定義を明示すること。

⑤ 記号及び単位

ガイドラインにおいて、記号等を用いる場合は当該記号等の名称、及び、物理量については単位等を明示するほか、必要に応じ有効桁数の取扱いを定めること。

⑥ 試験等

ガイドラインにおいて、試験方法あるいは計算方法等を定める場合、その方法に応じ以下に掲げる事項を明示すること。

i) 試験方法

当該試験の実施方法（試験を行う試験体やその試験体数に係る事項も含む。）及び試験の実施機関に求められる能力。

ii) 計算方法

必要となる計算を、計算プログラム等を用いて行う場合、当該計算プログラムに求められるアルゴリズム及び精度等に関する事項。

⑦ 評定員による評定(※)

評定員が確認を行なう内容及び判断を行う閾値等の判断基準について明示すること。

⑧ 任意評定書に記載すべき内容(※)

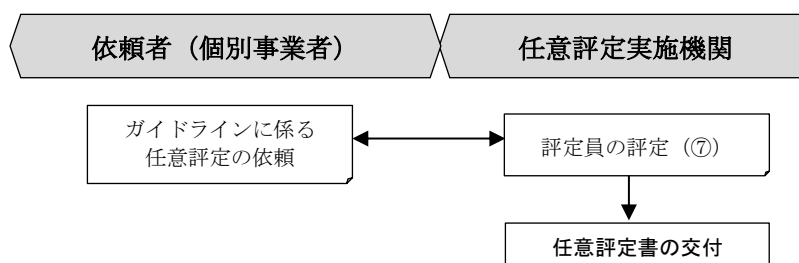
任意評定書に記載すべき以下の事項について、その考え方を明示すること。

i) 評定した設備機器等の種別及び性能などを特定するため必要となる情報

ii) 評定した設備機器等に係る性能を、一次エネルギー消費量計算に用いる方法

iii) 建築基準法に基づく完了検査において確認すべき事項

※ ガイドライン成案の公表（図 1⑤）後、依頼者は当該ガイドラインの審査を実施する任意評定実施機関に対して、任意評定の依頼を行い、各機関による評定員への評定（⑦）を経た後、任意評定書（⑧）が交付されることとなる。



以上